

## 仕様書資料 4

### 桶川市図書館資料廃棄基準

#### (目 的)

1. この基準は、桶川市図書館が所蔵する資料について、廃棄する場合の基準を定めることを目的とする。

#### (廃棄対象資料)

2. 廃棄対象資料は次のとおりとする。
  - (1) 破損・汚損が著しく補修不能のもの
  - (2) 利用価値が著しく低下したもの
    - ア 改版が出版され利用価値を失ったもの
    - イ 時間の経過により利用価値を失ったもの
    - ウ 利用価値が著しく低下したもの
  - (3) 1部2冊以上のもので欠本があり補充の必要を認めないもの
  - (4) 3年以上経過してなお回収不能なもの
  - (5) 災害や事故により回収不能なもの
  - (6) その他、館長が必要と認めたもの

#### (適用除外)

3. 次のものは原則として廃棄の対象から除外する。
  - (1) 郷土資料（桶川に関するもの）
  - (2) 参考資料
  - (3) 特別コレクション
  - (4) 絶版等で買い替えができないもの
  - (5) その他、館長が必要と認めたもの